第十五条第一項第一号中「（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）」を削り、同項第二号中「第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）」を削り、同項第三号中「（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）」を削り、同条第二項中「（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）」を削る。

第十八条中「三年間」の下に「総務省統計局長及び経済産業大臣は、」を加え、「し、経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録を永年保存」を削る。

附則第二条第一項中「第十三条第三項」の下に「及び第十六条」を加え、「平成二十二年十二月三十一日現在によって」及び「平成十九年六月一日現在によって」を「直前に」に改め、「複写した電磁的記録を」の下に「総務大臣、経済産業大臣及び」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の上に「総務大臣、経済産業大臣及び」を加え、「平成二十五年」を「平成三十年」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行後最初の経済センサス活動調査の実施についての改正後の経済センサス活動調査規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「平成二十八年」とする。

○財務省令第七十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項、第十八条の三第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号イ中「ロ及びト」を「ハからホまで」に、「第一号ヘ」を「第一号ロ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号ロ中「のうち別表第一号ロ、ヘ又はトに掲げるもの」を「（別表第一号イに掲げるものを除く。）」に、「同号ヘ」を「同号ロ」に改め、同号リ中「第八条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に、「チ」を「ヌ」に改め、同号リを同号ルとし、同号チを同号ヌとし、同号ト中「第十七条第一項に規定する」を「第十七条第一項第五号に掲げる」に改め、「特定認証業務」の下に「（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）」を加え、「公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客又は代表者等から、公的電子証明書及びこれに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は」を「利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が」に、「規定する方法」を「掲げる方法」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「この号において「公的個人認証法」を「チ及びリにおいて「公的個人認証法」に、「都道府県知事が発行した電子証明書（以下この号において「公的電子証明書」という。）及び当該公的電子証明書」を「地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書」に改め、「当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。）の利用の申込みに関する情報の送信と同時に」及び「。この場合において、当該銀行等が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない」を削り、同号ヘを同号チとし、同号ニを同号ヘとし、同号ホを同号トとし、同号ニに次のように加える。

ニ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し（銀行等（資本取引に係る契約締結等行為にあつては、金融機関等（法第二十二条の二第一項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）とする。以下この条において同じ。）が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に添付する方法

第八条第一項第三号ニ中「チ又はリ」を「ヌ又はル」に改め、同条第二項中「ハまで」を「ホまで」に改め、「ロに掲げる方法」の下に「（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受けて当該補完書類又はその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付する場合を除く。）を「、当該記載がある当該顧客」の下に「又は代表者等」を加え、「次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）」を「補完書類」に、「若しくはハ」を「若しくはホ」に改め、同項第二号中「社会保険料（」及び「をいう。）」を削り、同項第三号中「これ」を「これら」に改め、同項第四号中「あるもの」の下に「（財務大臣が指定するものを除く。）」を加え、同条第四項中「からニまで」を「、ホ及びヘ」に改め、同条第五項中「ハ」を「ホ」に改める。

第八条の三第一項第二号中「ニまで」を「ホまで」に、「（ロ」を「（ハ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「ホからトまで」を「トからリまで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「ハ」を「ホ」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類（第八条第二項に規定する補完書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその写し

第八条の四第一項第三号中「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、同項第四号中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同項第五号中「からニまで」を「、ホ及びヘ」に改め、同条第二項及び第三項中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加える。

別表第一号中イからニまでを削り、同号ホ中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）又は」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは」に改め、「。次号において同じ。）」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとし、同号へ中「からホまで」を削り、同号へを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日において有効なもの又は特定為替取引若しくは資本取引に係る契約締結等行為を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

ハ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるものの提示を受けるか、又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載されている補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

第十条第一項第一号中「（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）」を削り、同項第二号中「第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）」を削り、同項第三号中「（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）」を削り、同条第二項中「（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）」を削る。

第十八条中「三年間」の下に「総務省統計局長及び経済産業大臣は、」を加え、「し、経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録を永年保存」を削る。

附則第二条第一項中「第十三条第三項」の下に「及び第十六条」を加え、「平成二十二年十二月三十一日現在によって」及び「平成十九年六月一日現在によって」を「直前に」に改め、「複写した電磁的記録を」の下に「総務大臣、経済産業大臣及び」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の上に「総務大臣、経済産業大臣及び」を加え、「平成二十五年」を「平成三十年」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行後最初の経済センサス活動調査の実施についての改正後の経済センサス活動調査規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「平成二十八年」とする。

○財務省令第七十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項、第十八条の三第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号イ中「ロ及びト」を「ハからホまで」に、「第一号ヘ」を「第一号ロ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号ロ中「のうち別表第一号ロ、ヘ又はトに掲げるもの」を「（別表第一号イに掲げるものを除く。）」に、「同号ヘ」を「同号ロ」に改め、同号リ中「第八条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に、「チ」を「ヌ」に改め、同号リを同号ルとし、同号チを同号ヌとし、同号ト中「第十七条第一項に規定する」を「第十七条第一項第五号に掲げる」に改め、「特定認証業務」の下に「（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）」を加え、「公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客又は代表者等から、公的電子証明書及びこれに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は」を「利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が」に、「規定する方法」を「掲げる方法」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「この号において「公的個人認証法」を「チ及びリにおいて「公的個人認証法」に、「都道府県知事が発行した電子証明書（以下この号において「公的電子証明書」という。）及び当該公的電子証明書」を「地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書」に改め、「当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。）の利用の申込みに関する情報の送信と同時に」及び「。この場合において、当該銀行等が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない」を削り、同号ヘを同号チとし、同号ニを同号ヘとし、同号ホを同号トとし、同号ニに次のように加える。

ニ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類のうち別表第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し（銀行等（資本取引に係る契約締結等行為にあつては、金融機関等（法第二十二条の二第一項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）とする。以下この条において同じ。）が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に添付する方法

第八条第一項第三号ニ中「チ又はリ」を「ヌ又はル」に改め、同条第二項中「ハまで」を「ホまで」に改め、「ロに掲げる方法」の下に「（同項第一号ハに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては、当該顧客又は代表者等の現在の住所又は居所が記載された補完書類又はその写しの送付を受けて当該補完書類又はその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付する場合を除く。）を「、当該記載がある当該顧客」の下に「又は代表者等」を加え、「次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）」を「補完書類」に、「若しくはハ」を「若しくはホ」に改め、同項第二号中「社会保険料（」及び「をいう。）」を削り、同項第三号中「これ」を「これら」に改め、同項第四号中「あるもの」の下に「（財務大臣が指定するものを除く。）」を加え、同条第四項中「からニまで」を「、ホ及びヘ」に改め、同条第五項中「ハ」を「ホ」に改める。

第八条の三第一項第二号中「ニまで」を「ホまで」に、「（ロ」を「（ハ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「ホからトまで」を「トからリまで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「ハ」を「ホ」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第八条第一項第一号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類（第八条第二項に規定する補完書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその写し

第八条の四第一項第三号中「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、同項第四号中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同項第五号中「からニまで」を「、ホ及びヘ」に改め、同条第二項及び第三項中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加える。

別表第一号中イからニまでを削り、同号ホ中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）又は」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは」に改め、「。次号において同じ。）」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとし、同号へ中「からホまで」を削り、同号へを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日において有効なもの又は特定為替取引若しくは資本取引に係る契約締結等行為を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの